明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（六六）　三
○航空法の一部を改正する法律（六七）　三
〔政　令〕
○国の所有に係る輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社の株式の処分に関する政令（三二四）　三
〔告　示〕
○道路に関する件（東北地方整備局一五一、一五二）　三
○道路に関する件（近畿地方整備局一四五、一四七、一四八、一五〇、一五一、一五三、一五四）　四
○自動車専用道路に関する件（同一四六、一四九、一五二）　四
○道路に関する件（北海道開発局一五五～一五七）　五
〔官庁報告〕
官庁事項
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　一六
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　一六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　一八

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣の重要政策に関する総合調整等に関する機能の強化のための国家行政組織法等の一部を改正する法律（法律第六六号）（内閣官房）

一　国家行政組織法の一部改正関係（第一条関係）

1　各省

省は、各省大臣の分担管理する行政事務及び当該大臣が掌理する2の㈠の行政事務をつかさどることとした。

2　各省大臣

㈠　各省大臣は、行政事務を分担管理するほか、その分担管理する行政事務に係る各省の任務に関連する特定の内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務を掌理することとした。

㈡　各省大臣は、次に掲げる権限を行使することができることとした。

(1)　㈠の事務の遂行のため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、必要な資料の提出及び説明を求めること。

(2)　㈠の事務の遂行のため特に必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、勧告すること。

(3)　(2)により関係行政機関の長に対し勧告したときは、当該関係行政機関の長に対し、その勧告に基づいてとった措置について報告を求めること。

(4)　(2)により勧告した事項に関し特に必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該事項について内閣法第六条の規定による措置がとられるよう意見を具申すること。

二　内閣府設置法の一部改正関係（第二条関係）

1　内閣官房において処理する事務の内閣府への移管等

中心市街地活性化本部、都市再生本部、知的財産戦略本部、構造改革特別区域推進本部、地域再生本部、道州制特別区域推進本部、総合特別区域推進本部、宇宙開発戦略本部及び総合海洋政策本部に関する事務について内閣府において処理するため、内閣府の所掌事務の規定について所要の改正を行うとともに、併せて、それぞれの本部の事務及びこれに関連する事務をつかさどる特別の機関として、内閣府本府に地方創生推進事務局、知的財産戦略推進事務局、宇宙開発戦略推進事務局及び総合海洋政策推進事務局を置くこととした。

2　内閣府本府から各省等への所掌事務の移管

次に掲げる所掌事務並びにこれに関し内閣府本府に置かれている審議会等（官民競争入札等監理委員会、統計委員会及び情報公開・個人情報保護審査会）及び特別の機関（食育推進会議及び自殺総合対策会議）について、内閣府本府から各省等に移管することとした。

㈠　行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務

(1)　食品の安全性の確保を図る上で必要な環境の総合的な整備に関する事項

(2)　消費者基本法第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

㈡　競争の導入による公共サービスの改革に関する法律第七条第一項に規定する公共サービス改革基本方針の策定並びに官民競争入札及び民間競争入札の実施の監理に関すること。